

設備投資促進貸付のご案内

機械・設備の新設・更新や、策定したBCPに基づく防災関連対策、ホテル・旅館の新築・改修、企業立地等、幅広い設備投資を支援します

1 融資対象者

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する中小企業者等で、かつ、次の(3)から(7)のいずれかに該当する方

- (1) 県内で事業を営む方
- (2) 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする方
- (3) 新製品の生産、新規事業への進出のため、機械・設備の新設・増設を行う方
- (4) 事業の効率化や改善・継続などのため、老朽化した機械や車両の買替え等、既存設備を更新しようとする方
- (5) 策定したBCPに基づき、施設の耐震改修、非常用通信設備の導入等防災関連の対策を行う方
- (6) 旅館業法に基づく許可（旅館・ホテル営業）を受けて、ホテル・旅館の新築又は改修を行う方
- (7) 「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」第2条第2号で定める重点立地促進事業を行う方

2 融資条件

融資限度額	3億円	融資対象者(5)の場合：15億円 融資対象者(6)の場合：30億円 融資対象者(7)の場合：100億円
融資利率	年1.10%（固定利率）	
融資期間	10年以内（うち据置2年以内） （融資対象者(5)から(7)の場合：15年以内（うち据置2年以内）	
資金用途	設備資金及び設備投資に伴う運転資金 ただし、融資対象者(7)を除き、土地のみの購入は原則として融資対象外	
担保・保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる（第三者保証人不要）	
信用保証	必要に応じて保証を付ける （ただし、企業の保証限度額は、1企業2億8,000万円） <u>保証料軽減措置（基準料率から2割軽減）を受けることができます。</u>	
ポイント	設備投資に伴って必要となる運転資金についても、融資対象になります が、この場合の運転資金は、設備資金の金額未満とします。	

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部地域経済課 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。